

# 出雲市・斐川町 合併協議会だより

Vol.4

平成22年(2010)  
8月20日発行



## 第4回、 第5回協議会を開催

第4回合併協議会は、7月13日(火)に斐川町中央公民館3階講義室で、第5回は7月28日(水)に出雲市役所くにびき大ホールで開催されました。この2回の会議で介護保険事業の取扱いや農業委員会委員の定数及び任期の取扱いなど、合計22件の議案が決定されました。



### 目次

第4回、第5回合併協議会を開催	……P2～P6
合併協定項目と協議状況	……P7
お知らせ	……P8

第4回  
第5回

# 合併協議会を開催

## 決定された議案

### 特別職の身分の取扱い

#### 全会一致で決定

① 斐川町の常勤の特別職（教育長を含む）、及び農業委員会の委員を除く各種行政委員会の委員（教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員）は、合併の日の前日をもって失職するものとする。

② 斐川町その他の非常勤の特別職は、基本的には失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、それぞれの附属機関等の設置状況や、業務内容、地域の実情などを踏まえ合併時までに調整する。

③ 特に住民生活に深く関わりのある各種行政委員会及び附属機関等の委員構成については、合併後の改選時等において、市域全体に配慮するものとする。

### 介護保険事業の取扱い

#### 全会一致で決定

① 介護保険事業計画  
現行の各保険者の第4期介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度）については、介護保険料を除き合併時に統合する。

② 介護保険料  
介護保険料については、第4期介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度）期間中は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において策定する第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）に基づき統一する。

③ 介護保険料減免

介護保険料の低所得者減免を、「出雲市介護保険料の減免に関する取扱要綱」に基づき合併時から統一して実施する。

④ 保険給付外事業

保険給付外事業については、区分支給限度基準額拡大事業、訪問介護深夜利用助成事業、外泊体験サービス事業を、出雲市の各要綱に基づき、合併時から統一して実施する。

### 委員からの意見

● 斐川町の介護保険料について、平成23年度はそのままで、平成24年度から統一とのことだが、段階的に引き上げ、統一する時期を延ばしてほしい。

ととなります。

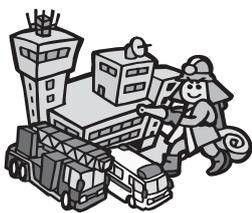
### 消防団の取扱い

#### 全会一致で決定

① 斐川町の消防団員を出雲市の消防団員として引き継ぎ、新市の消防団の組織については、出雲市消防団の方面隊体制の中に斐川町消防団の4分団を位置づけ、合併時に新市消防団に統合する。なお、方面隊、分団の配置数及び名称については、合併時までに調整する。

② 有事体制については、災害時の対応に支障をきたさぬよう、合併時までに指揮命令系統など有事即応体制を確立する。

③ 消防団員の報酬及び出場手当等については、合併時から出雲市の例により統一する。



### 各種事務事業（総合計画関係）の取扱い

#### 全会一致で決定

総合振興計画については、合併後、新市基本計画に基づき、速やかに策定するものとする。なお、新市において策定するまでの間は、新市基本計画をもってこれに代えるものとする。

### 各種事務事業（広報広聴関係）の取扱い

#### 全会一致で決定

① 広報紙の発行  
広報紙は、月1回発行の方向で、発行日と併せ合併時までに調整し、広報紙の名称、仕様は、出雲市の例により統一する。

② 広報紙の配布方法については、自治会加入世帯は合併時までに調整し、自治会未加入世帯については、出雲市の例により統一する。

※広報の発行は、出雲市で

### 回答

● 平成24年度からは、新市全体の計画を立てます。介護保険料は、介護サービス全体の給付費を計算し、金額を決めるものですので、平成24年度から統一するこ

は月2回、斐川町では月1回発行しています。合併後は月1回発行の方向で調整します。

なお、自治会に加入されていない世帯の方については、現在の出雲市の方式により、必要な方がコミュニティセンターやショッピングセンターなどの拠点配布場所です。手していただくこととなります。

② 広報広聴事業

広報紙を除く広報事業は、合併時から出雲市の例により統一し、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ、新聞などさまざまな媒体を活用する。

広聴事業は、市長ポストの設置や市長面会日、まちづくり懇談会の開催など、合併時から出雲市の例により統一する。

各種事務事業  
(交通政策関係)  
の取扱い

全会一致で決定

① 飛行機、空港

現行のとおり各種協議会を中心とした飛行機、空港交通政策を新市に引き継ぎ、空港の利用促進と空港周辺の環境整備に努める。

② J R

現行のとおり各種協議会を中心としたJ R交通政策を新市に引き継ぎ、鉄道の利用促進と整備に努める。

各種事務事業  
(行政改革大綱関係)  
の取扱い

全会一致で決定

両市町の行財政改革の取り組みや合併協議を踏まえ、合併効果を早期に発揮できるように、新市において、「出雲市における行財政改革推進の考え方」に基づき、行財政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。

各種事務事業  
(儀式・表彰関係)  
の取扱い

全会一致で決定

① 名誉市民制度については、出雲市の例により統一する。なお、現在の斐川町の名誉町民は、新市においても名誉市民として引き継ぐ。

② 表彰制度については、出雲市の例により統一する。

各種事務事業  
(地域コミュニティ・行政連絡関係)  
の取扱い

全会一致で決定

① 地域コミュニティ支援  
集会所建設事業補助、ふるさと広場設置事業助成、地域コミュニティづくり支援補助及び防犯灯設置制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

※集会所建設事業補助、ふるさと広場設置事業助成、地域コミュニティづくり支援補助制度は、合併後斐川町の地域にも適用されることとなります。  
防犯灯の設置は、斐川町では、要望を防犯協会で行まとめ、町または防犯協

会が設置していましたが、合併後は自治会からの申請に対し市が設置費の2分の1を補助する制度となります。

② 自治協会・自治会(町内会)  
新市の速やかな一体性を確保するため、早期に連合組織が設置されるよう調整に努める。

※出雲市では旧市町単位で自治会の連合組織があり、6つの連合組織により市全体の自治会連合会を組織しています。合併後は斐川町においても早期に自治会連合組織を設置するよう努めることとします。

③ 行政連絡制度  
行政連絡制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

※行政連絡制度とは、広報紙など行政からの文書配布などを行うための制度で、斐川町では町長が委嘱した自治委員が行っていました。合併後は市との委託業務として町内会の業務とな

ります。

各種事務事業  
(金融機関等の指定関係)  
の取扱い

全会一致で決定

① 指定金融機関については、出雲市の例により、いずも農業協同組合に統一する。

② 指定代理金融機関については、出雲市の指定代理金融機関(山陰合同銀行、島根銀行、島根中央信用金庫)に斐川町農業協同組合を加える。

③ 収納代理金融機関については、出雲市の収納代理金融機関(鳥取銀行、しまね信用金庫、中国労働金庫、みずほ銀行、漁業協同組合J Fしまね、ゆうちょ銀行)の例により統一する。



**各種事務事業  
(窓口業務関係)  
の取扱い**

**全会一致で決定**

窓口手数料について、両市町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一する。

**各種事務事業  
(高齢者福祉関係)  
の取扱い**

**全会一致で決定**

① 包括的支援事業

斐川町地域包括支援センターについては、合併時から出雲市の例により社会福祉法人出雲市社会福祉協議会へ委託する。

※包括的支援事業は、斐川町では町が直接実施していましたが、合併後は出雲市社会福祉協議会への委託となります。



**農業委員会委員の  
定数及び任期の  
取扱い**

**賛成多数で決定**

① 合併後の新市において、農地行政及び農業振興事業の継続性が確保されるよう、農業委員会等に関する法律第34条第2項の規定を適用し、現在出雲市及び斐川町に設置されている農業委員会の区域ごとに、現行のまま農業委員会を設置する。

ただし、行政運営の一体性を確保する観点から、新市を一つの区域とする農業委員会に統合するため、農業政策及び農地情勢を勘案し協議を進めるものとする。

② 農業委員会の委員の報酬については、合併時から出雲市の制度に統一する。

※この項目は、第4回協議会に議案として提出していましたが、協定内容の文言について修正意見が出されたことから、第4回での採決を見送り、一部文言を削除し改めて第5回に議案を提案し、決定される。

たものです。

**各種事務事業  
(農林関係その1)  
の取扱い**

**全会一致で決定**

① 地域農業振興計画の策定  
新市において、速やかに「地域農業振興計画」を策定する。

② 地域農業推進体制  
地域農業推進体制は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

● 農業振興区長制度  
現在、斐川町で実施されている農業振興区長制度は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

● 地域水田農業推進協議会  
現在の推進組織を、現行のとおり新市に引き継ぐ。  
とも補償事業は、出雲市と斐川町それぞれの推進地域で、現行のとおり新市に引き継ぐ。

● 担い手育成総合支援協議会  
現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに統合する。

**委員からの意見**

● 斐川町の農業推進体制について、条例の整備、予算措置、斐川支所の機能や運営体制の3つが合併時に支障なく動き出すよう、配慮をお願いしたい。

**各種事務事業  
(農林関係その2)  
の取扱い**

**賛成多数で決定**

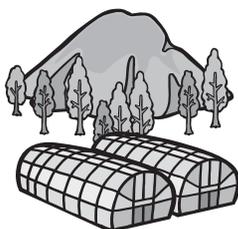
① 農業振興地域整備計画  
現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、新たな計画を策定する。

② 農業振興地域整備促進協議会  
現行のとおりそれぞれの協議会を新市に引き継ぎ、総合的な農業振興地域整備計画策定のため合併後速やかに統一する。なお、統一する協議会については、それぞれの地域事情を踏まえ農業委員会の区域ごとに部会を置く。

③ 農業経営基盤強化促進基

本構想については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに統一する。なお、農地利用集積円滑化団体については、出雲市の区域は、斐川町の区域は、斐川町の区域は財団法人斐川町農業公社とし、統一した農業経営基盤強化促進基本構想に位置づける。

④ 農地の集積を行う財団法人斐川町農業公社とその管理耕作を担う第3セクター有限会社グリーンサポート斐川は斐川町独自の団体であるため、現行のとおりとする。



**各種事務事業  
(防災関係)  
の取扱い**

**全会一致で決定**

① 地域防災計画及び水防計画については、出雲市の計画を基本として新市におい

て速やかに策定する。ただし、合併時から策定されるまでの間の災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。

② 防災行政無線（有線を含む）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併時に防災情報の提供に支障をきたさぬよう通信体制の確立を図る。

## 国民健康保険 事業の取扱い 全会一致で決定

① 国民健康保険料  
(1) 賦課方式は、現行のとおりに所得割、均等割、平等割の3方式とする。  
(2) 保険料率については、合併後、最初の算定において統一する。  
(3) 独自の減免制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

② 国民健康保険証  
合併時に国民健康保険証



と高齢受給者証を一本化し、個人ごとにカード化する。

③ 特定健康診査・特定保健指導  
合併時から出雲市の例により統一する。

④ 出雲市のみで実施している人間ドック、脳ドックについては、合併時から新市の事業として実施する。

## 各種事務事業 (人権同和関係) の取扱い 全会一致で決定

① 人権施策基本方針については、合併時から「出雲市人権同和施策推進基本方針」に統一する。

## 各種事務事業 (観光商工関係その1) の取扱い 全会一致で決定

① 観光協会  
広域のかつ効果的な観光振興を推進するため、それぞれの特色を活かしながら、合併後速やかに統合できるような調整に努める。

② イベント開催補助金、助成金  
住民団体等へのイベント開催補助金、助成金については、現行のとおり引き継ぎ、必要性、有効性、公平性の観点から、そのあり方について新市において検討する。

③ 観光施設の使用料及び管理運営  
現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営について、新市において検討する。

④ 商工会  
新市において組織の一本化が望ましく、そのための

調整に努める。  
補助金については、合併時から出雲市の例により統一する。

⑤ 工業団地  
出雲市東部工業団地、斐川西工業団地など既存の工業団地や空き工場などの低・未利用地への企業誘致を図るとともに、新たな企業進出に備え、斐川中央工業団地の整備を検討する。

⑥ 新産業分野進出及び新産業創出支援  
新産業分野への進出及び新産業創出を支援するため、出雲市のみで実施している建設産業新分野進出支援事業、建設産業新分野進出促進事業、新製品等販売促進支援事業については、合併時から新市の事業として

⑦ 公民館・コミュニティセンター  
現行のとおり新市に引き継ぎ、早期にコミュニティセンター方式に統一するよう調整する。ただし、斐川

て実施する。  
⑦ 商工振興補助事業  
両市町の補助事業を現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 各種事務事業 (生涯学習関係) の取扱い 全会一致で決定

① 成人式  
新市において一堂に会した成人式を1月に開催する。

② 社会教育関係団体等への補助金  
青少年育成関係団体の補助金については、合併時から出雲市の例により統一し、出雲市のみで実施している社会教育関係団体等への補助金については、合併時から新市の事業として実施する。

③ 公民館・コミュニティセンター  
現行のとおり新市に引き継ぎ、早期にコミュニティセンター方式に統一するよう調整する。ただし、斐川

⑤



町中央公民館については、合併時から、文化施設として位置づける。

④ ボランティア推進

両市町で行っているボランティアの推進については合併時から出雲市の例により統一し、出雲市総合ボランティアセンターを拠点として新市全域の総合的なボランティア活動を支援する。

**各種事務事業  
(文化・スポーツ関係)  
の取扱い**  
**全会一致で決定**

【社会体育事業】

① 体育協会、スポーツ少年団本部  
関係団体の意向、組織体制等を踏まえ、統合に向け、情報提供、意見調整等の支援を行う。

② 体育諸団体運営費補助金  
体育協会、スポーツ少年団本部への補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに統一する。

③ 社会体育施設使用料  
現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、出雲市の例により算定基準を統一する。

④ スポーツ大型イベント事業  
両市町で行っているスポーツ大型イベント事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

【芸術文化事業】

⑤ 芸術文化諸団体補助金等  
芸術文化諸団体補助金等については、現行のとおりとし、斐川地域への補助金については、合併時から出雲市の例により実施する。

⑥ 文化財保存事業  
文化財の保存については、合併時から出雲市の例により補助金方式で実施する。

⑦ 指定文化財  
斐川町指定の文化財を新市指定の文化財として引き継ぐ。

⑧ 大会参加激励金・大会派遣費補助金  
スポーツ大会参加激励

金については、出雲市の例により統一し、出雲市のみで実施している文化大会参加激励金、小・中学生各種大会派遣費補助金については、合併時から新市の事業として実施する。

**各種事務事業  
(学校教育関係)  
の取扱い**  
**全会一致で決定**

【小中学校事業】

① 学校施設の整備  
老朽度・狭隘度・耐震指標の危険度等を考慮し施設の計画的な整備を進める。

② 遠距離通学対策事業  
スクールバスを含む遠距離通学対策については、現行のとおり引き継ぎ、新市



において出雲市の例により調整する。

③ 各種大会参加費補助(部活動)  
小中学校の部活動各種大会参加費補助金については、合併時から出雲市の例により統一する。

④ 学校教育機能・体制強化事業  
スクールヘルパー事業、スクールカウンセラー配置事業、読書ヘルパー事業、学校司書配置事業、小中学校外国語指導、適応指導教室、不登校対策事業については、現行のとおり引き継ぐ。

⑤ 小中学校理科学習事業  
斐川町の児童生徒も合併時から出雲科学館を利用した理科学習授業を実施する。

【幼稚園事業】

⑥ 幼稚園施設の整備  
老朽度・狭隘度・耐震指標の危険度等を考慮し施設の計画的な整備を進める。

⑦ 幼稚園保育料  
幼稚園保育料については、差異がないため現行の

とおりとする。ただし、減免制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

⑧ 幼稚園預かり保育  
預かり保育については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに出雲市の例により調整する。

【学校給食事業】

⑨ 学校給食  
現行のとおり引き継ぎ、新市において安全、安心でおいしい給食の安定的な供給が出来るよう、施設の配置、配送区域等の見直しを行い、必要な施設の整備を検討する。

【お詫びと訂正】

協議会だより(VOL.3)3ページで、出雲市の都市計画税の適用地域についての記載に誤りがありましたのでお詫び申しあげ、次のとおり訂正させていただきます。

(誤)「今市、塩冶、四絡、大津地区、及び長浜工業団地に適用」

(正)「今市地区の全域、大津・塩冶・高松・四絡・川跡の各地区の一部及び長浜町(長浜工業団地)に適用」



# 合併協定項目と協議状況



(平成22年7月28日現在)

No	協 定 項 目	協 議	決 定	
1	合併の方式	第1回	第2回	
2	合併の期日	第1回	第2回	
3	新市の名称	第1回	第2回	
4	新市の事務所の位置	第1回	第2回	
5	財産及び債務の取扱い	第2回	第3回	
6	議会議員の定数及び任期の取扱い			
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第3回	第5回	
8	地域自治区の設置に関すること	第2回	第3回	
9	地方税の取扱い	第2回	第3回	
10	一般職の職員の身分の取扱い	第5回		
11	特別職の身分の取扱い	第3回	第4回	
12	条例、規則等の取扱い	第2回	第3回	
13	組織及び機構の取扱い	第5回		
14	一部事務組合等の取扱い	第2回	第3回	
15	使用料、手数料等の取扱い	第2回	第3回	
16	公共的団体等の取扱い	第2回	第3回	
17	補助金、交付金等の取扱い	第2回	第3回	
18	町、字の区域及び名称の取扱い	第2回	第3回	
19	慣行の取扱い	第2回	第3回	
20	国民健康保険事業の取扱い	第4回	第5回	
21	介護保険事業の取扱い	第3回	第4回	
22	消防団の取扱い	第3回	第4回	
23	電算システムの取扱い	第2回	第3回	
24	各種事務事業の取扱い			
1	総合計画関係	第3回	第4回	
2	広報広聴関係	第3回	第4回	
3	交通政策関係	第3回	第4回	
4	行政改革大綱関係	第3回	第4回	
5	儀式・表彰関係	第3回	第4回	
6	地域コミュニティ・行政連絡関係	第3回	第4回	
7	金融機関等の指定関係	第3回	第4回	
8	窓口業務関係	第3回	第4回	
9	保健事業関係	第5回		
10	高齢者福祉関係	第3回	第4回	
11	児童福祉関係	第5回		
12	保育関係	第5回		
13	環境関係	第5回		
14	人権同和関係	第4回	第5回	
15	農林関係	(その1)	第3回	第4回
		(その2)	第4回	第5回
		(その3)	第5回	
16	観光商工関係	(その1)	第4回	第5回
		(その2)	第5回	
17	生涯学習関係	第4回	第5回	
18	文化・スポーツ関係	第4回	第5回	
19	学校教育関係	第4回	第5回	
20	建設関係	第5回		
21	公営住宅関係	第5回		
22	上下水道関係	第5回		
23	都市計画関係	第5回		
24	防災関係	第3回	第4回	
25	新市基本計画	策定方針	第1回	第1回

※協議結果は、合併協議会だより各号でご覧いただくか、合併協議会ホームページでご確認ください。

# お知らせ

今後の合併協議会開催予定

## 第7回 合併協議会

日時／平成22年 8月25日(水) 午後3時～

会場／出雲市役所(出雲市今市町)1階 くにびき大ホール

※合併協議会の会議は、傍聴できます。ただし、希望者多数の場合は、抽選となります。

詳しくは事務局へお問い合わせください。

※協議会だよりは、月1回の発行予定で協議結果を中心に掲載します。なお、会議資料や会議録はホームページでご覧いただくか、事務局へお問い合わせください。



合併協議会の  
情報を  
随時更新中!!



URL <http://www.izumo-hikawa-gappei.jp>

出雲市・斐川町合併協議会

検索

## 農業、商業、工業の概況

(単位:人、億円)

項目	農 業		商 業		工 業	
	農業就業人口	農業産出額	従業者数	年間商品販売額	従業者数	製造品出荷額
新 市 (全県比)	9,233 (22%)	148.5 (23%)	14,663 (25%)	3,449 (24%)	14,028 (32%)	4,211 (39%)
出雲市	7,301	110.9	12,502	2,790	7,744	1,356
斐川町	1,932	37.6	2,161	659	6,284	2,855
島根県	42,744	648.0	59,793	14,214	44,190	10,771

農業:平成17年農林業センサス、商業:平成19年商業統計調査、工業:平成20年工業統計調査

新市の農業産出額は、県全体の23%、年間商品販売額は24%、製造品出荷額は39%となっています。

数字で見る  
新市の概況